

2019年度博士後期課程進学者 日本学生支援機構 第一種奨学金「採用時返還免除内定候補者」の申請について

2019年度大学院博士後期課程進学者のうち日本学生支援機構「第一種奨学生」の貸与を受けている学生に対して、返還免除内定候補の申請を受け付けます。

当内定候補者は、博士後期課程を修業年限で修了（留・休学期間を除く）し、その修了年度の業績による返還免除を申請した場合、受給した第一種奨学金額の全額または半額が免除されることが約束されます（全額免除または半額免除の決定は研究科内選考順位により決定されます）。

申請を希望する学生は以下の申請資格等を確認し、期日までに必要な申請書を教育学研究科事務所まで提出するようにしてください。

1. 申請資格 : 次の①②両方を満たす者

- ①2019年度に博士後期課程に入学し、機構「第一種奨学金」の貸与を受けている者。
- ②第一種奨学金の「返還誓約書」を提出している者（現時点で返還誓約書が未発行の学生を除く）

2. 申請書類の提出期日・場所

提出場所：教育学研究科事務所

提出期限：2019年12月24日（火）教育学研究科事務所開室時間内

3. 提出書類

- ①令和元年度 博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書（A4 1枚）

※申請書内は全て手書き、捺印の上、提出すること

4. 推薦者発表

3月下旬（予定）に所属の研究科を通じてお知らせします。

選考は、所属研究科で修士課程の成績および入試成績等について総合的に評価を行い、大学の選考・推薦を経て、日本学生支援機構が最終的に決定します。

5. 注意事項

・免除候補内定者となった大学院生が、修業年限内で課程を修了できない場合（留休学期間を除く）は、内定者の身分は取り消されます。ただし、第一種奨学金の貸与終了年度において博士後期課程内に上げた「特に優れた業績による返還免除制度」への申請は可能です。

・現時点での学籍状態が「休学」または「留学」であっても申請可能です。

以上